

2017年12月15日

大阪府教育委員会
教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 石田精三
再雇用職員部部長 船曳 幸生

2017年度 大阪教組再雇用職員部要求書

再雇用教職員の賃金ならびに勤務労働条件の改善のために、大阪府教育委員会に対し以下の実現を求めます。

記

1. 雇用および勤務の決定にあたって

- (1) 雇用と年金の確実な接続を図るため、再任用職員の給与の改善を図ること。特に、再任用職員の給与格付けは「職務給の原則」及び「均衡の原則」を踏まえて対応すること。
- (2) 勤務校の決定の結果、通勤時間や業務負担の過重などが生じることのないよう、本人の要件・希望を十分に把握するなど、勤務条件が悪化しないよう配慮すること。
- (3) 再任用教職員の勤務形態の変更については、本人の希望を尊重すること。

2. 勤務するにあたって

- (1) 雇用時には、本人に労働条件明示書により労働条件を示すこと。
- (2) 配属校での勤務曜日、勤務時間など勤務内容については、勤務当初に本人の納得・合意が得られるよう最大限努力するよう、指導すること。
- (3) 年度途中には、勤務曜日、勤務時間など勤務内容の変更を求めないことを原則とすること。
- (4) やむを得ず、所定の勤務時間を超える勤務と勤務日の変更を行う場合は、必ず本人の了解を得るとともに、振替措置を行うなど、適切に対応するよう指導すること。

3. 勤務条件の整備

- (1) 住居手当等、生活関連の手当を支給すること。また、勤務実績に応じて交通費を実費支給すること。
- (2) 非常勤（若年）特別嘱託員に一時金を支給すること。
- (3) 非常勤（若年）特別嘱託員の無給の特別休暇を有給化すること。

以上